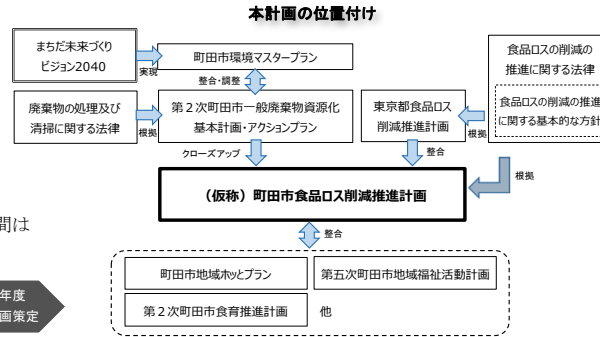


### I 計画策定の目的

食品ロス削減の取組みを通し、ごみの減量の推進や温室効果ガスの削減、資源の有効活用を図るため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、町田市食品ロス削減推進計画を策定する。

### II 計画の位置付け

「食品ロスの削減の推進に関する法律」を根拠とし、「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画及びアクションプラン」を具体化するものとして策定する。



### III 計画期間

アクションプランの計画期間に合わせて、計画期間は2023年度～2025年度とする。



### IV 削減目標

- ①市民から出る「生ごみ(食品ロス)」 2,000トン削減
- ②事業者から出る「生ごみ(食品ロス)」 500トン削減

※東京都計画及び第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画における「2030年度までに食品ロス量の50%削減(2000年度比)」の目標に準拠(1.8万t→0.9万tへ)

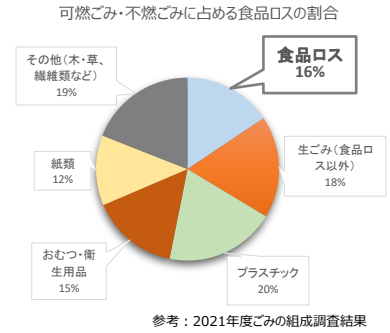


### 3章

### V 食品ロスの現状と課題

【現状】

- ▶町田市のごみに占める食品ロスの割合  
家庭から出るごみの16%、事業者から出るごみの22%  
⇒ごみの中で食品ロスを含む生ごみの割合が最も多い。
- ▶食品ロスの発生量  
東京都 年間44.5万トン(家庭系15.1万トン、事業系29.4万トン)  
1人1日あたりの発生量 87g  
町田市 年間 1.5万トン(家庭系1.1万トン、事業系0.4万トン)  
1人1日あたりの発生量 95g  
⇒町田市では東京都の傾向と異なり、家庭系の割合が高い。  
⇒町田市の1人1日あたりの食品ロスの発生量は、東京都よりも多い。
- ▶市民の意識(「Eco(環境)に関する市民アンケートから)  
「食材の無駄をなくす」取組を行う市民の割合 91.4%
- ▶ごみ量の変化  
1人1日当たりのごみ排出量は↓、食品ロスを含む生ごみの排出割合は↑(2020/2021年度)  
⇒市民の意識は高いが、食品ロスの量は増加している。



【課題】

- ▶食品ロスを含む生ごみの減量の推進
  - ・市民が行動を起こせる啓発を実施する。
  - ・事業者と連携した取組みを推進する。
  - ・既存の取組みの見直し・強化を図る。
- ▶食品ロスに関連する取組みの総合的な推進
  - ・環境資源部以外(他部署)の取組みの整理と相互の連携を推進する。

### VI 推進施策

#### 重点事業1 フードドライブの拡大



食品ロスの削減と食品の有効活用を目的として、公共施設での未利用食品の受付(フードドライブ)を拡大する。受付けた食品は、「フードバンクまちだ(町田市社会福祉協議会)」から子ども食堂・地域活動団体や、関係機関を通して食品を必要としている世帯へ提供する。

目標値 2025年度までに公共施設での受け取り窓口を7か所に拡大

#### 重点事業2 フードシェアリングサービスの開始



消費期限が迫っている食品など食品ロスになってしまいそうな食品を販売したい事業者と、購入を希望する消費者をウェブサイト上で橋渡しするマッチングサービスを導入する。事業系の食品ロスの削減を図りながら、市民が気軽に食品ロスの取り組みに参加できる仕組みを構築する。

目標値 フードシェアリングサービスの導入(年間1,200食マッチング)

#### 重点事業3 食品リサイクル施設の活用



家庭から出される可燃ごみのうち、「生ごみのみ」を分別収集し、食品リサイクル施設でたい肥化する仕組みを構築する。製造したたい肥は市民へ配布するなどして、資源の地産地消を目指す。

目標値 モデル地区での実証事業の開始

### その他の主な取組み

- 【教育及び学習の進行、普及啓発等】(法14条関連)
  - ・SNS等を活用した効果的な周知、イベントにおける普及啓発を促進する。
  - ・食育や子育て関連施設と連携した取組みを実施する。  
(例) 公立保育園利用者向けの食育だよりの活用や食育ボランティアを活用した普及啓発の連携
- 【食品関連事業者等の取組に対する支援】(法15条関連)
  - ・事業者と連携したイベントの実施や食品ロス削減レンドの考案等
- 【表彰の実施、実態調査等の実施、情報の収集及び提供】(法16～18条関連)
  - ・「食品ロス削減推進大賞」(消費者庁主催)等の周知を促進する。
  - ・ごみに占める食品ロスの割合の調査(組成調査)や市民アンケートの実施による食品ロスの実態把握に努める。
  - ・国や都、協議会等からの情報収集、市内事業者の取組の紹介等を実施する。  
(例) 小山地区協議会や市立室内プール指定管理者が独自に実施しているフードドライブの紹介
- 【未利用食品等を提供するための活動支援等】(法19条関連)
  - ・市民および施設利用者等の防災備蓄の活用を促進する。  
(例) 公立小中学校の防災備蓄の給食利用や配布の徹底、市民用防災備蓄のフードドライブの実施

### VII 推進体制及び進行管理

毎年度、アクションプランの進捗確認と合わせて進捗確認を実施する。